

○ 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>第1 はじめに</p> <p>1 目的</p> <p>ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第34条第3項第4号に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）の算定方法に係る標準的な考え方並びに算定根拠、アンバンドル及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を明確化することにより、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>1 目的</p> <p>ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第34条第3項第4号に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）の算定方法並びにアンバンドル及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を明確化することにより、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>第2 アンバンドル</p> <p>1～4 （略）</p>	<p>第2 アンバンドル</p> <p>1～4 （略）</p>
<p><u>（第5 事業者間協議における留意事項へ）</u></p>	<p>5 事業者間協議における留意事項</p> <p><u>（1）接続料の水準</u></p> <p>ア <u>接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。</u></p> <p>イ <u>事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。</u></p> <p><u>（2）接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間</u></p> <p>ア <u>接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。</u></p> <p>イ <u>事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開</u></p>

改正後	現行
	<p><u>発の委託先の技術者を含む。)を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。</u></p> <p><u>(3) 接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法</u></p> <p><u>ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。</u></p> <p><u>イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。</u></p>
<p>第3 <u>接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠</u></p> <p>1 <u>基本的な考え方</u></p> <p>(1) <u>算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的</u></p> <p><u>ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものである場合に接続約款変更命令の対象となることを規定している。ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たっての標準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接続約款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</u></p>	<p>第3 <u>接続料の算定方法</u></p> <p>1 <u>基本的な考え方</u> (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>イ 法第29条第1項第10号は、電気通信事業者が、電気通信設備の接続等に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合に、業務改善命令の対象となることを規定している。二種指定事業者によって用いる算定方法が大きく異なり公平性を欠く場合、公正な競争環境が失われ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあるため、ガイドラインにおいて算定方法に係る標準的な考え方を示し、合理的な説明なく同考え方から乖離した算定方法を採用した場合に業務改善命令の対象となる可能性があることを示すこととしたものである。</u></p> <p><u>ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインにおいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事業者に算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。</u></p>	
<p><u>(2) 対象となる接続料</u> 第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。 なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。</p>	<p><u>(1) 対象となる接続料</u> <u>ア</u> 第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。 なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>イ 第3に示す考え方は、平成22年度以降の接続料を対象とする。ただし、平成21年度の接続料についても、別表第2の様式により、可能な限り総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。</u></p>

改正後	現行
<p><u>(3) 接続料の構成</u> <u>ア</u> 接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。</p>	<p><u>(2) 接続料の構成</u> 接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。</p>
<p><u>イ</u> <u>音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</u></p> <p><u>① 第二種指定端末系交換設備</u> <u>② 第二種指定中継系交換設備</u> <u>③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備</u> <u>④ 第二種指定端末系無線基地局</u> <u>⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備</u> <u>⑥ 信号用伝送路設備</u> <u>⑦ 信号用中継交換機</u> <u>⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局</u> <u>⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備</u> <u>⑩ 設備への帰属が認められないもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(4) 接続料の算定期間</u> (略)</p> <p><u>(5) 用語</u> (略)</p>	<p><u>(3) 接続料の算定期間</u> (略)</p> <p><u>(4) 用語</u> (略)</p>

改正後	現行
<p>4 利潤</p> <p>(1) 利潤の構成 (略)</p> <p>(2) 他人資本費用 ア～オ (略) カ 他人資本比率は、<u>貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定する。</u></p>	<p>4 利潤</p> <p>(1) 利潤の構成 (略)</p> <p>(2) 他人資本費用 ア～オ (略) カ 他人資本比率は、<u>負債の額が負債及び純資産の合計額に占める割合の実績値を基礎として算定する。</u></p>
<p>(3) 自己資本費用 ア～エ (略)</p> <p>オ リスクの低い金融商品の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う⁵。</p> <p><u>(脚注5) リスクの低い金融商品の平均金利の値は、当該接続料の適用年度の前年度末時点での日本証券業協会が発表する新発10年国債の店頭売買参考統計値とし、(主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)の値は、1952年から同年度末までの統計データ（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行）とする。</u></p>	<p>(3) 自己資本費用 ア～エ (略)</p> <p>オ リスクの低い金融商品の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う。</p>
<p>5 需要</p> <p>(1) 音声接続機能 音声接続機能に係る接続料の需要は、<u>第3の1の(3)のイに掲げる設備区分等ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。</u></p> <p>(2) I S P接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能 (略)</p>	<p>5 需要</p> <p>(1) 音声接続機能 音声接続機能に係る接続料の需要は、<u>総通信時間とする。総通信時間の算定は、自網内呼と相互接続呼の通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮して行う。</u></p> <p>(2) I S P接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能 (略)</p>

改正後	現行
<p>6 算定根拠</p> <p>二種指定事業者は、音声接続機能、ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として別表第2及び別表第3の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。</p> <p>なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする。</p>	<p>6 算定根拠</p> <p>二種指定事業者は、音声接続機能、ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として別表第2の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。</p> <p>なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする。</p>
<p>第4 標準的接続箇所の設定等</p> <p>標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。</p>	<p>第4 標準的接続箇所の設定等</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。</p>
<p><u>(第5 事業者間協議における留意事項へ)</u></p>	<p>2 事業者間協議において留意すべき事項</p> <p>他の事業者からの要望に応じ、適時適切に標準的接続箇所の設定等を行っていくことが望ましい。一方、標準的接続箇所の設定は、新たなシステム開発等が必要となり、当事者双方にとって経済的負担が追加的に発生する場合もあることから、接続事業者の具体的な要望を前提として行うことが適当である。</p>
<p>第5 事業者間協議における留意事項</p> <p><u>(1) 接続料の水準</u></p> <p>ア <u>接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。</u></p> <p>イ <u>事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案</u></p>	<p>(第2の5及び第4の2から移行)</p>

改正後	現 行
<p><u>を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。</u></p> <p>(2) <u>標準的接続箇所の設定等</u> <u>他の事業者からの要望に応じ、適時適切に標準的接続箇所の設定等を行っていくことが望ましい。一方、標準的接続箇所の設定は、新たなシステム開発等が必要となり、当事者双方にとって経済的負担が追加的に発生する場合もあることから、接続事業者の具体的な要望を前提として行うことが適当である。</u></p> <p>(3) <u>接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間</u> <u>ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。</u></p> <p><u>イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。</u></p> <p>(4) <u>接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法</u> <u>ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。</u></p> <p><u>イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観</u></p>	

改正後	現行
<p><u>性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。</u></p>	
<p>第6 その他 総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>	<p>第5 その他 総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>
<p>別表第2 様式1 ステップ1におけるコストの分計（単位：円） <u>（注1）別表第1に掲げる基準以外の基準によって配賦する場合にあっては、そのコストと配賦基準を注記すること。</u> <u>（注2）第二種指定電気通信設備接続会計規則の移動電気通信役務収支表の同種の内容に係る数値に不一致が生じる場合にあっては、その理由を注記すること。</u></p>	<p>別表第2 様式1 ステップ1におけるコストの分計（単位：円）</p>
<p>様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計（音声接続機能）（単位：円） （略） <u>（注）営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。</u></p>	<p>様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計（音声接続機能）（単位：円） （略）</p>
<p>様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計（ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能）（単位：円） （略） （注1）機能ごとに作成すること。 <u>（注2）営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。</u></p>	<p>様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計（ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能）（単位：円） （略） （注）機能ごとに作成すること。</p>

改正後	現 行
<p>様式4 適正な利潤</p> <p>1 機能に係るレートベース (略)</p> <p>(注1) 機能ごとに作成すること。</p> <p>(注2) 運転資本の備考欄には、機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を記載すること。</p> <p><u>(注3) 運転資本以外の項目の備考欄には、各項目の金額のうち主要なものについて、その金額と内容を記載すること。</u></p>	<p>様式4 適正な利潤</p> <p>1 機能に係るレートベース (略)</p> <p>(注1) 機能ごとに作成すること。</p> <p>(注2) 運転資本の備考欄には、機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を記載すること。</p>
<p>2 他人資本費用 (略)</p>	<p>2 他人資本費用 (略)</p>
<p>3 自己資本費用 (略)</p> <p>(注1) 機能ごとに作成すること。</p> <p>(注2) 自己資本利益率の備考欄には、①β、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利益率を記載すること。<u>βにあつては、その算出方法も併せて記載すること。</u></p>	<p>3 自己資本費用 (略)</p> <p>(注1) 機能ごとに作成すること。</p> <p>(注2) 自己資本利益率の備考欄には、①β、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利益率を記載すること。</p>

改正後

別表第3

様式 設備区分別明細（接続料の算出）

		①第二種 指定端末 系交換設 備	②第二種 指定中継 系交換設 備	③第二種 指定中継 系交換設 備間の伝 送路設備	④第二種 指定端末 系無線基 地局	⑤第二種指 定端末系無 線基地局と 第二種指定 端末系交換 局間の伝送 路設備	⑥信号 用伝送 路設備	⑦信号用 中継交換 機	⑧携帯電 話の端末 の認証等 を行うた めに用い られるサ ービス制 御局	⑨他の電 気通信事 業者の電 気通信設 備と①～ ⑧との間 に設置さ れる伝送 路設備	⑩設備への 帰属が認め られないも の	(何)	計
接続料原価	設備コスト	運用費											
		施設保全費											
		試験研究費											
		研究費償却											
		減価償却費											
		固定資産除却 費											
		通信設備使用 料											
	租税公課												
	計												
	営業コスト	営業費											
	間接コスト	共通費											
		管理費											
		計											
	計												
利潤													
需要													
接続料（相当額）													

(注1) 音声接続機能について作成すること。

(注2) 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。